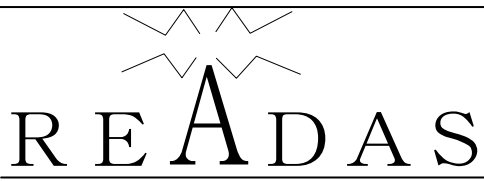


第 4802 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月28日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 加算税

**Q**：税金を納めなかったり、少なく納めると加算税が課せられるそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

国税通則法に定める加算税は、次のようになっており、不正に租税を免れた納税者に対する申告義務違反に対する制裁的な性格を有しています。

#### ①過少申告加算税

申告納税が期限内にされていた場合において、税額が過少に申告されていたときに課される税金です。原則として、修正申告等によって生じた増差税額に10%の割合で賦課されます。

#### ②無申告加算税

正当な理由なく法定申告期限までに申告しなかった場合に課される税金です。原則として、納付税額に15%の割合で賦課されます。

#### ③不納付加算税

源泉徴収義務者が源泉徴収して納めるべき所得税を法定納期限内に納めなかった場合に課される税金です。原則として、納税通知等に係る税額に10%の割合で徴収されます。

#### ④重加算税

上記各加算税が課せられる場合において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して申告していた場合には、これらの加算税に代えて増差税額に対して、過少申告加算税は35%、無申告加算税は40%、不納付加算税は35%の割合で賦課されます。

